

## 北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱（平成2年北九州市告示第124号。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

### (標識)

第2条 要綱第5条第1項に規定する標識の様式は、第1号様式による。

### (参考図書の提出方法等)

第3条 要綱第6条に規定する参考図書の提出は、第2号様式により行うものとする。

2 要綱第6条第1号に規定する建築物の概要書の様式は、第3号様式により、同条第4号に規定する紛争が生じた場合に自主的に解決する旨の誓約書の様式は、第4号様式による。

3 要綱第2条第1項第3号アに規定するカラオケボックスを建築しようとする建築主は、要綱第6条に規定する参考図書のほか、カラオケボックス設置計画書（第5号様式）を提出しなければならない。

### (事前説明の報告)

第4条 要綱第7条第2項の規定による報告は、第6号様式により行うものとする。

### (紛争調整の申出)

第5条 建築主等及び近隣住民は、要綱第11条第1項の規定により紛争の調整を要請しようとするときは、第7号様式により市長に申し出なければならない。

### (誓約書の提出)

第6条 要綱第11条第2項に規定する誓約書の様式は、第8号様式による。

### (調整の開始通知)

第7条 市長は、要綱第11条第1項の規定により調整を行うことを決定したときは、第9号様式により紛争当事者双方に通知するものとする。

### (北九州市日照関係等調整委員会)

第8条 要綱第11条第3項に規定する北九州市日照関係等調整委員会の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (調整の打ち切り通知)

第9条 市長は、要綱第12条の規定により調整を打ち切ったときは、第10号様式により紛争当事者双方に通知するものとする。